神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金
（粟生線通勤“Come Back”補助金）交付要綱

制定：平成２５年　２月　８日
施行：平成２５年　２月　８日

（目的）

第１条　この要綱は、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに神戸電鉄粟生線（鈴蘭台駅から粟生駅までの区間。以下「粟生線」という。）に通勤手段を転換する者もしくはその者が勤務する事業所等を対象として、通勤手段転換に係る費用の一部を神戸電鉄粟生線活性化協議会（以下「協議会」という。）から補助する事により、地域市民生活の重要な基盤である粟生線の利用促進による路線存続を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この要綱による補助（以下「補助」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、補助を受けようとする日において、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

（１）　本補助金交付申請日より前の６か月間に神戸電鉄線を含む区間の通勤定期券の購入実績が無く、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに粟生線を含む区間の６か月通勤定期券に通勤手段を転換した者。ただし、就職等により新たに通勤の事象が発生した者は対象外とする。

（２）　前号に該当する者が勤務する事業所等（以下「勤務先」という。）。

（補助要件）

第３条　対象者が補助金の交付を受けるには、次の各号を要件とする。

（１）　補助対象となる通勤定期券（以下「当該定期券」という。）は、平成２５年４月１日から平成２５年１０月１日までの日を通用開始日とする新規発売の６か月通勤定期券とする。

（２）　補助金を交付する対象者は、補助金総額が協議会の定める予算を上回らない範囲とする。

（３）　本補助制度の適用は対象者一人について一回限りとする。

（４）　当該定期券の払い戻し、区間変更を行った場合は補助対象外とする。ただし、区間変更後の定期券が粟生線を含む区間の６か月通勤定期券の場合は、改めて申請を行うことにより本補助制度の適用を受けることができる。

（５）　磁気定期券のみを対象とし、IC 定期券は対象外とする。

（６） 対象者および勤務先は、補助金申請、請求等の際の申告、証明を正しく行うこととし、定期券購入実績等を調査する場合があることを承諾するものとする。

２　その他、協議会において前項の要件の内容について見直しを行う場合がある。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、対象者が購入した当該定期券の有効区間に含まれる粟生線区間に対応する６か月通勤定期運賃の２分の１に相当する額とする。ただし、１０円未満の端数は切り捨てとし、粟生線区間以外については補助金の対象外とする。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、当該定期券購入の３週間前までに、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

（１） 申請者が第２条第１項第１号の条件に該当することを勤務先から証されたことを示す通勤手段証明書（様式第２号）、もしくは協議会がそれに準ずると認める証明書等。

２　協議会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、粟生線通勤 ComeBack 補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知する。

３　前項の補助金交付決定通知を受けた申請者は、申請した補助対象となる当該定期券を購入し、それを使用して通勤するものとする。

（補助金の交付）

第６条　前条第２項の規定による交付決定を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、当該定期券の期間満了日以後３０日までに、粟生線通勤 ComeBack 補助金請求書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

（１） 当該定期券の原券

（２） 協議会が指定する通勤等に関するアンケート調査の回答

２　協議会は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を審査のうえ申請者に対して補助金を交付する。

（補助金の返還等）

第７条　協議会は、申請者もしくは勤務先が、偽りその他の不正な方法により補助金の交付を受けようとしたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し及び既に交付した補助金全額を返還させることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

２　本制度の申請、交付請求に係る申請者からの書類送付等の費用は、申請者が負担するものとする。

３　本制度の申請および補助金請求等の事務取扱は、三木市まちづくり部美しいまちづくり課（神戸電鉄粟生線活性化協議会事務局）、神戸市企画調整局企画調整部調整課、小野市総合政策部交通政策グループ、神戸電鉄株式会社鉄道事業本部企画部が行うものとする。

附　則

この要綱は、平成２５年２月８日から施行する。

以　上

様式第１号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神戸電鉄粟生線活性化協議会会長　様

申請者　　郵便番号
住　　所
氏　　名　　㊞

（申請者が事業所の場合は事業所名および代表者名）
電話番号

粟生線通勤 Come Back 補助金交付申請書

粟生線通勤 Come Back 補助金の交付を受けたいので、神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、本補助金交付にあたり、要綱第２条の要件に該当すること及び要綱の定めに従うことを誓います。

現在の通勤交通手段	（申請日より前の６か月間に、神戸電鉄線の通勤定期は購入していません。）	
勤　務　先	事業所名	
	代表者名	
	所 在 地	
	電話番号	
購入予定の通勤定期券（６か月）の内容		
購入者氏名		
有効区間	駅　から　　駅　まで	
うち粟生線の区間	駅　から　　駅　まで	
有効期間	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで	
粟生線区間の６か月通勤定期運賃	円（金額は要綱別表参照）	
補助金交付申請額	円（金額は要綱別表参照）	

備考
(1) この申請書は、補助金の対象となる**定期券を購入する日の３週間前までに提出**すること。
(2) この申請書には、**勤務先の証明を受けた通勤手段証明書（様式第２号）を添付**すること。
(3) 粟生線通勤 Come Back 補助金交付決定通知書（様式第３号）の通知を受けた後に補助金の対象となる定期券を購入すること。
(4) 補助金の対象となる定期券の期間満了後３０日以内に、期間満了後の定期券原券を含む必要書類を提出すること。その内容を確認の上補助金交付を行うものとする。

様式第２号（第５条関係）

平成　　年　　月　　日

神戸電鉄粟生線活性化協議会会長　様

郵便番号
住　　所
事業所名
代表者名　　㊞
電話番号

通 勤 手 段 証 明 書

当方に勤務する以下の者については、以下の通勤手段により通勤しており、神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第２条第１項に規定する補助対象者に該当することを証明します。

補助対象者氏名	
現在の通勤交通手段	（申請日より前の６か月間に、神戸電鉄線を含む通勤定期による通勤はしていません。）

（本証明書に関する問合せ先）

部署名			
担当者氏名		電話番号	

＜参考＞ 神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第２条第１項

（対象者）
第２条　（１）本補助金交付申請日より前の６か月間に神戸電鉄線を含む区間の通勤定期券の購入実績が無く、神戸電鉄線以外の通勤手段から、新たに粟生線を含む区間の６か月通勤定期券に通勤手段を転換した者。ただし、就職等により新たに通勤の事象が発生した者は対象外とする。

様式第３号（第５条関係）

神粟協勤補　第　　号

平成　　年　　月　　日

様

神戸電鉄粟生線活性化協議会会長

粟生線通勤 Come Back 補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付で交付申請のあった神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 Come Back 補助金）については、神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第５条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助対象となる通勤定期券（６か月）の内容	
購入者氏名	
有効区間	駅　から　　駅　まで
うち粟生線の区間	駅　から　　駅　まで
有効期間	平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日　まで
粟生線区間の６か月通勤定期運賃	円

補助金交付決定額	金　　円

備考

(1) この交付決定通知書は、補助金の交付まで大切に保管すること。

(2) この交付決定通知書受領後、補助金の対象となる定期券を購入すること。

(3) 補助金の対象となる**定期券の期間満了後３０日以内に、期間満了後の定期券原券を貼付した請求書及び本通知書に同封する通勤等に関するアンケート回答用紙を提出すること。**それらを確認の上補助金交付を行うものとする。

期間満了後に**通勤定期券の原券（コピー不可）の提出が必要**となります。

※ 期間満了に当たり、継続して定期券を購入される場合は必ず新規発売扱いで購入のうえ、補助対象となる定期券を必ず手元に残しておいてください。
（継続発売扱いで購入の場合は原券を回収するため、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。）

※ また、万一、定期券を紛失された場合には、定期券の再発行はできず、補助金の交付もできなくなりますのでご注意ください。

様式第４号（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

神戸電鉄粟生線活性化協議会会長　様

請求者　　郵便番号
住　　所
氏　　名　　㊞

（請求者が事業所の場合は事業所名および代表者名）
電話番号

粟生線通勤 Come Back 補助金請求書

粟生線通勤 Come Back 補助金の交付を受けたいので、神戸電鉄粟生線通勤定期転換補助金（粟生線通勤 Come Back 補助金）交付要綱第６条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

補助金請求額	金　　円

補助金交付決定通知書	平成　　年　　月　　日	神粟協勤補　第　　号

（補助金交付決定通知書の右肩記載の日付・文書番号を記載）

振　込　先	金融機関	銀行・（　　）		本・支店
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)			
	口座名義人			

（申請者本人名義の口座に限る）

補助金の対象となる通勤定期券（６か月）の原券	定期券の原券をセロテープで貼付 （コピー不可）

備考
(1) この請求書は、補助金の対象となる**定期券の期間満了後３０日以内に提出**すること。
(2) この請求書と併せて、交付決定時に送付した**通勤等に関するアンケート調査の回答用紙を添付すること。**

神戸電鉄粟生線への通勤定期利用転換促進支援制度

「粟生線通勤Come Back（カムバック）補助制度」を実施します

神戸電鉄粟生線活性化協議会（会長：三木市副市長　北井信一郎）では、利用者の減少が続く粟生線維持・存続のための利用促進の重点施策として、**神戸電鉄線以外の通勤手段（マイカー・バイク等）から、神戸電鉄粟生線を利用した通勤手段に転換される方に対して、粟生線区間の６か月通勤定期運賃の半額相当（17,680 円～59,940 円）を支援**する通勤定期利用転換促進支援制度**「粟生線通勤 Come Back 補助制度」**を導入します。

協議会では「乗って残そう未来の粟生線」を合言葉に、「粟生線サポーターズくらぶ」への入会促進をはじめ、地域の皆様にもご協力を呼びかけ、様々な利用啓発活動に取り組んでおりますが、現実の利用者数は減少を続け、計画目標を大きく下回る厳しい状況が続いています。特に近年の通勤定期利用者数の減少が大きいことから、多くの方にご利用いただいていたかつての状態に「復活」し、「立ち直って」いこうとの思いを込めて「粟生線通勤 Come Back 補助制度」を実施することになりました。

協議会では、マイカーやバイクをはじめとした環境負荷の高い交通手段から**環境に優しい鉄道への通勤手段の転換**を促進するとともに、**粟生線を支える安定的な通勤利用者層の確保**を図るため、**３００人を目標**として本制度のご利用を呼び掛けてまいります。しかしながら、地域の皆さんのご協力が無ければ、地域の重要な生活基盤である公共交通機関としての粟生線を未来に残していくことはできません。何卒、上記の趣旨をご理解いただき、**今利用されていない方にも、本制度をきっかけとして一人でも多く通勤手段の転換行動を起こしていただきますようお願いします。**

なお、本補助制度の適用には所定の手続きや一定の条件を満たす必要がありますが、**詳細につきましては下記をご参照ください。**

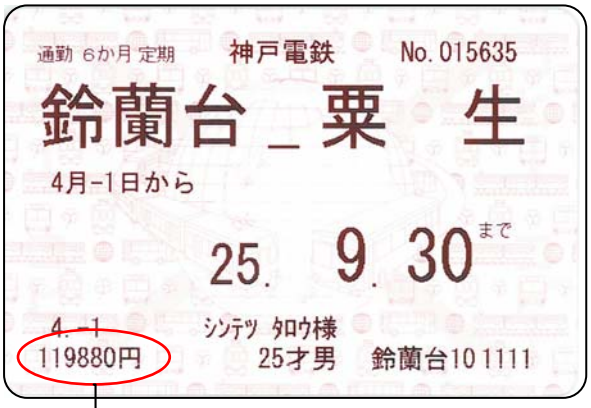

（例）鈴蘭台～粟生間の場合、半額の 59,940 円を補助。

「粟生線通勤 Come Back 補助制度」
を活用して
地域の鉄道を将来に残そう！

粟生線活性化キャラクター
しんちゃん・てつくん

記

１．概要

神戸電鉄粟生線維持・存続のための利用促進施策として、**新たに粟生線に通勤手段を転換した利用者（もしくはその利用者の勤務先の事業所等）に、転換に係る費用の一部を協議会から補助**します。

２．補助額

補助対象となる通勤定期券の有効区間に含まれる**粟生線内区間に対応する６か月通勤定期運賃の１／２相当額**（１０円未満の端数は切捨て）

※区間別の補助額は【表１】参照

３．補助対象者の条件

（１） **申請日の前６か月間に神戸電鉄線以外の手段で通勤**していたこと（神戸電鉄線を含む通勤定期券を購入していなかったこと）。また、**勤務先からそれを証する所定の証明**を受けること。（ただし、就職等により新規に通勤を始める方は対象外）

（２） 新たに**粟生線を含む６か月通勤定期券を購入**し、**期間満了まで使用**すること。
（払戻しを行った場合や IC 定期は対象外）
（区間変更の場合は再申請が必要）

（３） 補助金申請および交付の**所定の手続き**をとり、**定期券購入前に協議会の承認**を受けること。

（４） 通勤等に関する**アンケートに回答**すること。

（５） 補助対象者の**勤務先となる事業所等が申請し、交付を受けることも可**。

４．実施時期

通用開始日が平成２５年４月１日から平成２５年１０月１日の間にある**新規発売の６か月通勤定期券**を対象とします。

（４月１日から有効の定期券は３月２５日から購入できます）

５．対象人員

３００人を目標として募集を行います。（ただし予算の範囲内とします）

６．注意事項

（１） 本制度の適用は**一人につき一回限り**とします。

（２） 期間満了後に対象となる**通勤定期券の原券（実物）の提出が必要**となります。

※ 継続して定期券を購入される場合は必ず新規発売扱いでご購入のうえ、補助対象となる定期券を必ずお手元に残しておいてください。
（継続発売扱いで購入の場合は原券を回収することになり、補助金の交付ができなくなりますのでご注意ください。）

※ 万一、定期券を紛失された場合には、定期券の再発行はできず、補助金の交付もできなくなりますのでご注意ください。

（３） 補助金の申請等に際しては、ご本人およびお勤め先にて**正しい内容で申告・証明いただくことが条件**になります。必要に応じて定期券購入状況等の調査を行う場合があり、虚偽・不正が認められた場合は、補助金の取り消しや全額の返還をしていただきます。

（４） ご提出いただく申請書等の必要書類の送付に係る費用は、申請される方にてご負担いただきます。

７．補助金申請・交付手続き

（１） 申請手続き

補助対象となる**定期券購入の３週間前まで**に、必要事項を記載した次の書類を提出いただきます。

① **「粟生線通勤 Come Back 補助金申請書」**

② お勤め先の証明を受けた**「通勤手段証明書」**

協議会で審査のうえ、補助金の交付を承認した方へ**「粟生線通勤 Come Back 補助金交付決定通知書」**を送付しますので、交付決定の確認後、各自で申請された内容の通勤６か月定期を購入いただきます。

（２） 交付手続き

補助対象定期券の**期間満了後３０日まで**の間に、必要事項を記載した次の書類を提出いただきます。

① **「粟生線通勤 Come Back 補助金請求書」**

② 補助対象となる**定期券の原券**（実物とし**コピーは不可**）

③ 通勤等に関する**アンケート調査回答**（回答用紙は事前に交付決定時に送付します）

協議会で内容を審査のうえ、指定された金融機関の口座へ補助金をお支払します。（申請者ご本人名義の口座に限ります）

※ 申請書等の様式は、神戸電鉄粟生線活性化協議会のホームページにも掲出します。

※ 交付決定通知書送付、補助金支払は、必要書類の提出後、約２週間程度お時間をいただきます。

８．お問い合わせ、申請書等の送付先

・ 神戸電鉄粟生線活性協議会事務局

三木市　まちづくり部 美しいまちづくり課（電話 0794-82-2000 ＜代表＞）

〒673-0492　三木市上の丸町１０－３０

・ 神戸市　企画調整局 企画調整部 調整課（電話 078-322-5039）

〒650-8570　神戸市中央区加納町６－５－１

・ 小野市　総合政策部 交通政策グループ（電話 0794-63-1000 ＜代表＞）

〒675-1380　小野市王子町８０６－１

・ 神戸電鉄株式会社　鉄道事業本部 企画部（電話 078-592-2221）

〒651-1113　神戸市北区鈴蘭台南町６－１－１５

※必要書類の提出は、原則として上記いずれかへの郵送とさせていただきますが、郵送以外に志染駅、鈴蘭台駅でもお預かりします。（封筒に封入のうえご提出ください）

９．その他

本補助制度が適用される北条鉄道との連絡定期券については、**加西市が北条鉄道区間の6か月通勤定期運賃の1／2相当額を支援**する「北条鉄道通勤定期転換補助制度」（北条鉄道通勤 Come Back 補助制度）が実施されます。

※ 制度の詳細は、**加西市ふるさと創造部人口増政策課（電話 0790-42-8700）**へお問い合わせください。

以　上

【表1】 粟生線各駅間の6か月通勤定期運賃と補助金額

（単位：円）

	鈴蘭台西口	西鈴蘭台	藍那	木津	木幡	栄	押部谷	緑が丘	広野ゴルフ場前	志染	恵比須	三木上の丸	三木	大村	樫山	市場	小野	葉多	粟生	
鈴蘭台	35,370 17,680	35,370 17,680	47,900 23,950	68,690 34,340	77,010 38,500	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	89,540 44,770	96,660 48,330	102,010 51,000	102,010 51,000	102,010 51,000	107,360 53,680	112,700 56,350	112,700 56,350	116,320 58,160	116,320 58,160	119,880 59,940	鈴蘭台
	鈴蘭台西口	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	102,010 51,000	102,010 51,000	107,360 53,680	112,700 56,350	112,700 56,350	116,320 58,160	116,320 58,160	鈴蘭台西口
		西鈴蘭台	35,370 17,680	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	102,010 51,000	102,010 51,000	107,360 53,680	107,360 53,680	112,700 56,350	116,320 58,160	116,320 58,160	西鈴蘭台
			藍那	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	107,360 53,680	107,360 53,680	112,700 56,350	112,700 56,350	116,320 58,160	藍那
				木津	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	102,010 51,000	107,360 53,680	107,360 53,680	木津
					木幡	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	102,010 51,000	107,360 53,680	木幡
						栄	35,370 17,680	47,900 23,950	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	102,010 51,000	栄
							押部谷	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	68,690 34,340	77,010 38,500	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	102,010 51,000	押部谷
								緑が丘	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	58,320 29,160	68,690 34,340	68,690 34,340	83,220 41,610	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	緑が丘
									広野ゴルフ場前	47,900 23,950	58,320 29,160	58,320 29,160	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	96,660 48,330	96,660 48,330	広野ゴルフ場前
										志染	35,370 17,680	47,900 23,950	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	89,540 44,770	89,540 44,770	志染
											恵比須	35,370 17,680	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	83,220 41,610	恵比須
												三木上の丸	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	83,220 41,610	三木上の丸
													三木	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	77,010 38,500	三木
														大村	47,900 23,950	47,900 23,950	58,320 29,160	68,690 34,340	77,010 38,500	大村
															樫山	35,370 17,680	47,900 23,950	58,320 29,160	58,320 29,160	樫山
																市場	47,900 23,950	47,900 23,950	58,320 29,160	市場
																	小野	35,370 17,680	47,900 23,950	小野
																		葉多	35,370 17,680	葉多
																			粟生	

上段：6か月通勤定期運賃
下段：補助金額

粟生線区間キロ程別
運賃・補助金額一覧表

キロ程	所定運賃	補助金額
1～2	35,370	17,680
3～4	47,900	23,950
5～6	58,320	29,160
7～8	68,690	34,340
9～10	77,010	38,500
11～12	83,220	41,610
13～14	89,540	44,770
15～17	96,660	48,330
18～20	102,010	51,000
21～23	107,360	53,680
24～26	112,700	56,350
27～29	116,320	58,160
30～32	119,880	59,940

※粟生線内区間のキロ程

■補助制度適用の例

通勤定期の有効区間	通勤定期運賃	補助金額	
①「粟生～鈴蘭台」の場合	119,880	59,940	
②「志染～小野」の場合	83,220	41,610	
③「三木～鈴蘭台」の場合	102,010	51,000	
④「三木～三宮」の場合	144,510	51,000	三木～鈴蘭台が対象
⑤「押部谷～鈴蘭台」の場合	83,220	41,610	
⑥「押部谷～湊川」の場合	102,010	41,610	押部谷～鈴蘭台が対象

（参考）粟生線各駅から三宮、湊川の通勤区間の場合の補助金額

	鈴蘭台西口	西鈴蘭台	藍那	木津	木幡	栄	押部谷	緑が丘	広野ゴルフ場前	志染	恵比須	三木上の丸	三木	大村	樫山	市場	小野	葉多	粟生
三宮	105,200 17,680	105,200 17,680	111,410 23,950	117,730 34,340	124,850 38,500	130,200 38,500	130,200 41,610	135,550 44,770	135,550 44,770	140,890 48,330	140,890 51,000	144,510 51,000	144,510 51,000	144,510 53,680	148,070 56,350	148,070 56,350	151,310 58,160	151,310 58,160	153,530 59,940

湊川	77,010 17,680	77,010 17,680	83,220 23,950	89,540 34,340	96,660 38,500	102,010 38,500	102,010 41,610	107,360 44,770	107,360 44,770	112,700 48,330	112,700 51,000	116,320 51,000	116,320 51,000	116,320 53,680	119,880 56,350	119,880 56,350	123,120 58,160	123,120 58,160	125,340 59,940

※鈴蘭台～湊川・三宮の区間は補助対象外

参　考

「粟生線通勤 Come Back 補助制度」補助金交付までの手続き

制度の適用を受けるには以下の記載に沿った申請等の手続きを行う必要があります。これらの手続きをしていただけない場合は補助金の支給は行えませんのでご注意ください。

①　制度の対象となる方（支給対象は個人、法人を問わず申請された方となります。）

■補助金の交付には一定の条件を満たす必要があり、次の各項目の全てに該当する方が対象となります。

・本制度申請日より前の６か月間に神戸電鉄線の通勤定期券の購入実績が無い方。
・神戸電鉄線以外の通勤手段から、粟生線の区間を含む神戸電鉄線に通勤手段を転換し、新たに６か月通勤定期券を購入される方。
・お勤め先が従来の通勤手段を証した所定の書類を提出いただける方。
・所定の補助金申請、交付のための手続きを行った方。
・粟生線活性化協議会の指定する通勤等に関する所定のアンケート調査にご回答いただける方。

②　補助の要件・注意事項

■補助金の交付を受けるには、次の要件を満たしている必要があります。

・平成２５年４月１日から平成２５年１０月１日までの日を通用開始日とする、新規発売の６か月通勤定期券を購入していただきます。
・本制度の適用は、お一人につき一回限りとします。
・補助金請求には、協議会へ有効期間満了後の当該定期券原券の提出が必要です。（コピー不可）
（期間満了後、継続して定期券を購入される場合は必ず「新規発売」扱いで購入し、原券をお手元に残しておいてください）
・当該定期券の払戻、区間変更を行った場合は補助対象外となります。
（区間変更の場合は再申請可能とします）
・磁気定期券のみを対象とし、ＩＣ定期券は対象外で補助を受けることができません。
・ご本人およびお勤め先にて補助金申請、請求等の申告、証明を正しく行っていただくとともに、定期券購入実績等を調査する場合があることをご承諾いただける方に限ります。
・ご提出いただく費用書類の送付に係る費用は申請者にてご負担いただきます。

③　補助金の額（計算方法）

補助金の額は、購入いただいた当該定期券の有効区間に含まれる粟生線区間部分に対応する**６か月通勤定期運賃の２分の１に相当する額**となります。ただし、１０円未満の端数は切り捨てとし、粟生線以外の区間については補助金の対象外となります。

④　補助金の申請

■補助金の交付をご希望の方は、当該定期券購入の３週間前までに必要事項を記載した、次の申請書等の書類をご提出いただきます。

・「粟生線通勤 Come Back 補助金申請書」
・お勤め先が従来の通勤手段を証した「通勤手段証明書」

申請書類の提出を受付けた後、協議会にて内容を審査のうえ、補助金交付の可否について決定を行い、その結果をお知らせいたします。補助金交付の要件を満たした場合には、「粟生線通勤 Come Back 補助金交付決定通知書」を送付いたします。（審査等に約２週間ほどお時間をいただきます）

補助金交付決定通知書をお受け取り後、

６か月通勤定期券ご購入・粟生線でのご利用

⑤　補助金の交付

■当該定期券を有効期間満了まで使用された後、期間満了日以後３０日までの間に、必要事項を記載した次の書類を提出して、補助金を請求していただきます。

・「粟生線通勤 Come Back 補助金請求書」
・当該定期券の原券（コピー不可）
・通勤等に関するアンケート調査の回答

提出を受付けた書類を審査のうえ、補助金交付の要件を満たした場合には、**ご指定いただいた金融機関の口座（申請者本人名義の口座に限ります）へ補助金をお支払いします。**（入金まで約２週間ほどお時間をいただきます）

⑥　補助金の返還について

■協議会の審査において、対象者が提出した書類に**虚偽の記載**があると認めたとき、または、**その他の不正な方法**により補助金の交付を受けようとしたと認めた時には、補助金の**交付決定を取り消し**、すでに補助金が交付されている場合には、交付した**補助金全額を返還**していただきます。

⑦　お問い合わせ、申請書等の送付先

・神戸電鉄粟生線活性協議会事務局

三木市　まちづくり部 美しいまちづくり課（電話 0794-82-2000 ＜代表＞）

〒673-0492　三木市上の丸町１０－３０

・神戸市　企画調整局 企画調整部 調整課（電話 078-322-5039）

〒650-8570　神戸市中央区加納町６－５－１

・小野市　総合政策部 交通政策グループ（電話 0794-63-1000 ＜代表＞）

〒675-1380　小野市王子町８０６－１

・神戸電鉄株式会社　鉄道事業本部 企画部（電話 078-592-2221）

〒651-1113　神戸市北区鈴蘭台南町６－１－１５

※必要書類の提出は、原則として上記いずれかへの郵送とさせていただきますが、郵送以外に志染駅、鈴蘭台駅でもお預かりします。（封筒に封入のうえご提出ください）

加西市プレスリリース　2013年2月8日

北条鉄道通勤“Come Back”補助制度の実施について

加西市は、北条鉄道の利用促進を図るために、通勤手段を自動車やバイクから鉄道利用に変更する方が、新たに６か月定期券を購入する場合、その半額（23,080円～45,060円）を補助する制度を実施します。

これは、神戸電鉄粟生線活性化協議会の「粟生線通勤Come Back補助制度」（以下「粟生線補助制度」という。）とあわせて平成25年４月から実施するもので、北条鉄道と神戸電鉄粟生線の連絡定期券を使って通勤する方に補助します。

詳しくは、下記及び別紙をご覧下さい。

■概要

マイカー・バイク等の通勤をしていた方が、北条鉄道と神戸電鉄粟生線を利用する通勤手段に転換する場合に、利用者またはその利用者を雇用する事業所等に対し、転換費用の一部を補助します。

■対象者

粟生線補助制度による補助を受ける者のうち、当該通勤で粟生線・北条鉄道の連絡定期券（６か月）を利用する者

※対象者の勤務先である事業所等が申請し、交付を受けることも可能です。

■補助金額

北条鉄道の６か月通勤定期運賃の１／２相当額（１０円未満の端数は切捨て）

（単位:円）

（粟生～）	網引	田原	法華口	播磨下里	長	播磨横田	北条町
6か月定期運賃	46,170	57,730	67,020	67,020	76,250	83,160	90,130
補助金額	23,080	28,860	33,510	33,510	38,120	41,580	45,060

■実施時期

通用開始日が平成２５年４月１日から平成２５年１０月１日の間にある新規発売の６か月通勤定期券を対象とします（お一人につき一回限り）。

■申請方法

申請手続は神戸電鉄株式会社で行います。

■問合先

加西市ふるさと創造部人口増政策課
電話（0790-42-8700）担当・飯田、船瀬